

[論 文]

インドネシアにおける小規模企業育成政策と裾野産業¹⁾

野 村 俊 郎

はじめに

- I. 小規模企業の定義と政策実施機関
 - II. 商工業省の小規模企業育成事業
 - III. SUIKとYDBA
 - IV. 外資系裾野産業の誘致と人材育成
- おわりに

はじめに

インドネシアでは、スハルト体制の下で30年間にわたる産業育成を続け、フルセット型産業構造の形成に成功した。しかし、セット・メーカー、コンポーネント・メーカーの広範な広がり比べ、裾野産業²⁾の広がりには充分といえず、その育成が課題として残されている。

しかし、これまでのインドネシア政府による裾野産業の育成は、裾野産業の担い手である小規模企業（インドネシア語でIndustri Kecil）の育成というスキームで進められたきた。したがって、小規模企業育成政策は存在するが、裾野産業育成という観点から策定されたインドネシア政府独自のスキームは存在しない。

また、インドネシアにおいても小規模企業だけでなく中規模企業（インドネシア語でIndustri Sedang）もまた裾野産業の担い手となっている。にもかかわらず、中規模企業には体系的な育成政策が存在していない。インドネシアの

裾野産業育成政策は事実上、小規模企業育成政策に解消されている。

このように、インドネシアでは実体経済の発展に政府の政策対応が追いついておらず、ミスマッチを起こしている。とはいえ、裾野産業育成に積極的な役割を果たしうる政策も存在すると思われる。第Ⅲ節で取り上げる小規模企業向け工業団地SUIKの事例である。こうした将来に向けた発展の芽に着目して政策の展開方向を考えていくことも必要である。

そこで本稿では、インドネシアの小規模企業育成政策について解説するとともに、裾野産業育成という観点からみた政策的課題と政策展開の方向を明らかにしていきたい。さらに、そうした政策展開に日本政府の経済援助がどう関わっていくべきかについても言及したい。

なお、裾野産業育成政策のうち、制度金融に関する部分については別稿³⁾で論じているので、そちらを参照されたい。また、裾野産業向けの資本市場整備も重要な課題であるが、これについては紙幅の都合上、別の機会に譲りたい。

1) 本稿は、筆者が1994年からインドネシアで行ってきた裾野産業に関する調査のうち、裾野産業育成政策に関する部分をまとめたものである。それぞれの調査時点での全体的な状況は下記の拙稿を参照されたい。なお、本稿を執筆するにあたり、事実関係の確認とアップデートのために2003年11月にも現地調査を行った。

1. 【インドネシアにおけるサポーティング・インダストリーの現状と課題（1994年版）】日本貿易振興会・機械技術部，1995年3月刊。調査期間：1994年9月～95年4月。日本貿易振興会からの委託調査。
 2. 【同上（1996年版）】日本貿易振興会・機械技術部，1997年3月刊。調査期間：1996年3月，8～9月，11月。日本貿易振興会からの委託調査。
 3. 【平成9年度経済構造等比較調査（地域経済統合調査）】日本貿易振興会，1998年3月刊。調査期間：1998年3月。通商産業省から日本貿易振興会への委託調査を受託。
 4. 「インドネシアにおける中小企業金融と制度金融」鹿児島県立短期大学『商経論叢』第51号，2001年3月刊，111～132頁。調査期間：2000年3月。国際協力事業団よりインドネシア商工業省に短期専門家として派遣された。
- 2) 筆者は、「裾野産業」を次のように定義している。これは、日本貿易振興会からの委託内容に沿った定義である。「セット・メーカーは自動車にせよ、電機にせよ、コンポーネント、パーツ、素形材、素材を最終的に加工してアッセンブルするメーカーであり、そのために多種多様なサプライヤーを必要とする。また、セット・メーカーには、加工、アッセンブルのための設備を供給する設備メーカーも必要である。こうしたサプライヤーのうち、コンポーネント、パーツ、素形材のメーカーは、セット・メーカーを頂点にピラミッド型に広がっており、このピラミッドに素材メーカーと設備メーカーが素材、設備を供給している。このピラミッドは、自動車、二輪、重機、農機、電機などの産業に典型的な形で形成されている。裾野産業（サポーティング・インダストリー Supporting Industry, SI）は、このピラミッドの裾野に広がる鑄造、鍛造、プレス加工、熱処理、プラスチック成形、金型、表面処理などの産業であり、メーカーである。」拙稿『平成9年度経済構造等比較調査（地域経済統合調査）』、前掲，1頁。
- 3) 拙稿「インドネシアにおける中小企業金融と制度金融」、前掲。

I. 小規模企業の定義と政策実施機関

1. 小規模企業の定義

インドネシア政府は、小規模企業法（小規模企業に関する1995年法律第9号、95年12月26日制定、同日発効）で、小規模企業を表1のように定義している。

しかし、インドネシア政府の小規模企業育成事業は、総合調整機関としての協同組合・小企業省（Departmen Koperasi dan Pembinaan Pengusaha Kecil）が1993年3月に設立される以前から技術普及については商工業省（Departmen Perindustrian dan Perdagangan）が、融資については中央銀行（Bank Indonesia）が担当して進めてきた経緯があり、この分担は小規模企業法制定以後も変わっていない。このため、商工業省は中規模企業、大規模企業の独自の定義を行って政策を進め、中央銀行は小規模企業を独自に定義して政策を進めている。

また、これとは別に、中央統計局（Badan Pusat Statistik、略称BPS）が従業員数を基準に小規模企業、中規模企業、大規模企業を定義している。その詳細は、表1の通りである。

表に示されているように、小規模企業法は、商工業省、中央銀行と同様に総資産額で定義しているが、基準となる規模が2億ルピア未満と小さい。特に、裾野産業を担う製造業の場合、現地でのヒアリングでは、機械1台の価格がこの基準を上回るケースもあった。現地裾野産業育成のためには、育成対象の企業規模を、少なくとも、中央銀行の基準である総資産額6億ルピア以下とし、これに、商工業省が中規模企業と定義している総資産額が50億ルピア未満の企業を加えるのが現実的である。

なお、中央統計局の基準では、従業員100人以上を全て大規模企業に分類しているが、インドネシアの実態からすると、従業員100人から300人の部分に「中堅企業」と定義すべきレベルの企業が存在する。

裾野産業については、インドネシア政府の明確な定義はない。日本政府についても明確な定義はないが、通常、鋳造、鍛造、プレス加工、プラスチック成形、メッキなどが念頭に置かれている。今後、インドネシアにおける裾野産業

表1 インドネシアの各政府機関の小規模企業の定義

機 関 名	定 義
協同組合・ 小企業省	「小規模企業法」において、①土地、建物を除く総資産額が2億ルピア未満、または年間売上高10億ルピア以下、②インドネシア国籍保有者の所有であること、③大企業、中規模企業の子会社、支店でないことの3条件を全て満たす企業を小規模企業と定義している。また、小規模企業には、法人格のある企業だけでなく、協同組合、法人格のない個人、企業も含まれる。
商工業省	1. 製造業については、①小規模企業法における小規模企業の定義（土地、建物を除く総資産額が2億ルピア未満、または年間売上高10億ルピア以下等）に加え、②土地、建物を除く総資産額が50億ルピア未満の企業を中規模企業（商工業大臣決定1997年第57号）、③土地、建物を除く総資産額が50億ルピア以上の企業を大規模企業（同前）と定義している。
商工業省	2. 商業、サービス業については、①総資産額2500万ルピア未満の企業を小規模企業、②2500万ルピア以上7500万ルピア以下の企業を中規模企業、③7500万ルピア超の企業を大企業と定義している。
中央銀行	「KUK (Kredit Usaha Kecil,小規模企業融資)に関するバンク・インドネシア理事会決定1993年第26号」(93年5月29日制定,同日発効)において、土地、建物を除く総資産額が6億ルピア以下の企業を小規模企業と定義している。また、日本輸出入銀行、OECFの中小企業向けツー・ステップ・ローンのローン・アグリーメントでも、ローンの対象を土地、建物を除く総資産額が6億ルピア以下の企業としている。
中央統計局	製造業について、①従業員4人以下を家内工業、②5～19人が小規模企業、③20～99人が中規模企業、④100人以上が大規模企業と定義している。この定義は、小規模企業法が制定された後で編集された <i>Statistik Indonesia 1996</i> (BPS,1997年6月刊)でも踏襲され、同書2002年版(同前,2003年5月刊)に至るまで変わっていない。

(出所) 小規模企業法, 商工業大臣決定1997年第57号, バンク・インドネシア理事会決定第26号, *Statistik Indonesia 1996*, *Statistik Indonesia 2002* など。作成: 野村俊郎。

育成事業を進めていくためには、支援対象である裾野産業の定義を明確にしておく必要がある。

なお、日本政府のインドネシアに対する中小企業支援事業においては、支援対象の規模について、表2の基準が設けられていた。

表 2 日本の支援機関の基準

機関名	支援事業名	支援対象の規模に関する基準
JODC	海外中小企業型専門家派遣事業	従業員数が原則として200人未満であること。
OEFC	AJDF/B3/SSI	土地、建物を除く総資産6億ルピア以下の民間企業。
日本輸出入銀行	第6次アンタイド・ツー・ステップ・ローン	土地、建物を除く総資産6億ルピア以下の民間企業。

(出所) JODC, OEFC, 日本輸出入銀行の資料。作成: 野村俊郎。

日本輸出入銀行, OEFCのスキーム⁴⁾は, 小規模企業法の定義ではなく, 中央銀行の定義を支援対象の規模に関する基準としている。これは, 両スキームとも, 中央銀行が管理していたためである。

JODCのスキーム⁵⁾は, 中央銀行統計の基準で大規模企業に分類される企業(従業員100人以上の企業)が含まれる。しかし, 200人未満という定義では, この国に幅広く存在する「中堅企業」が対象となり, 適切な基準と考えられる。なお, JODCの基準はインドネシア固有の基準ではなく, すべての派遣対象国に共通の基準であった。

2. 政策実施機関

インドネシア政府の中小企業政策は, 協同組合・小企業省 (Departmen Koperasi dan Pembinaan Pengusaha Kecil), 商工業省 (Departmen Perindustrian dan Perdagangan), 中央銀行 (Bank Indonesia) を中心に実施されている。いずれの政策も, 小規模企業が対象になっていることが特徴である。中規模企業に対する体系的な政策は存在しておらず, インドネシアの中

4) OEFCのAJDFは借款契約調印日が1992年11月30日で98年3月24日に終了している。日本輸出入銀行の第6次アンタイド・ツー・ステップ・ローンの契約調印日は94年6月で貸付実行期限は97年3月であった。したがって, 両スキームともにすでに終了している。1999年10月に両機関が統合して国際協力銀行が設立されて以降は新規の中小企業支援案件が開始されていないため, 現時点の基準は存在しない。

5) 海外中小企業型専門家派遣事業は1996年4月に開始され1999年3月に廃止された。それにかわる新たな現地中小企業支援スキームが新設されなかったため, それ以降の基準は存在していない。

小企業政策は小規模企業政策が中心である。

協同組合・小企業省は、小規模企業政策を進める総合調整機関として、1993年3月に設立された。しかし、技術普及事業は商工業省、融資事業は中央銀行が引き続き担当しており、協同組合・小企業省は調整機関としての性格が強い。

商工業省は、省内に設置されたBAPIK (Badan Pengembangan Industri Kecil: 小規模企業開発局) を中心に小規模企業に対する技術普及事業を進めている。BAPIKは、商工業省の小規模企業に関する政策の立案、調査・研究、省内の各局の調整、地方の出先機関の調整を行っている。実際の振興プログラムの実施は、商工業省内に産業別に設置された総局 (Direktorat Jenderal) の中の小規模企業担当局および地方の出先機関が担当している。

中央銀行は、商業銀行によるKUK (Kredit Usaha Kecil, 小規模企業融資) の監督、日本輸出入銀行、OECDの中小企業向けツー・ステップ・ローンの管理などを通じて、小規模企業に対する融資事業を進めている。ただし、小規模企業への融資を直接担当するのは、KUK、ツー・ステップ・ローンともに商業銀行である。また、中央銀行は大蔵省の管轄下にあるため、ツー・ステップ・ローンの調印は、日本輸出入銀行、OECDと大蔵省との間で行われている。

インドネシアの中小企業向け制度金融は、1990年1月のPakjan90で新規の供与が停止され、現在では中小企業向け制度金融はいくつかの例外を除いて存在しない。このため、インドネシアの裾野産業を担う中小企業は、長期、低利の資金を確保するルートをまったく持っていない。その結果、インドネシアの裾野産業は、設備の更新が困難で、設備に体化された技術の移転が大きく遅れている。また、ルピア危機にともなう金利の高騰で運転資金の確保も困難に陥ったが、制度金融が存在しないため存亡の危機に立たされた。こうした制度金融の現状と問題点については、「はじめに」で述べたように別稿⁶⁾で詳述しているので、そちらを参照して頂くこととし、以下では商工業省の育成策を中心にみていきたい。

6) 注3を参照されたい。

II. 商工業省の小規模企業育成事業

1. 技術普及事業としてのUPT

商工業省の小規模企業育成事業は、「小規模企業開発プロジェクト (PIKM)」のスキームで進められている。PIKMは、1994年まで続いた「小規模工業指導振興事業 (BIPIK)」を引き継いだプロジェクトである。事業の柱は、UPTを通じた技術普及事業と、LIK、PIKなどの小規模工業団地事業で、BIPIKと基本的に同じである。PIKMの事業は、BAPIKが管轄している。まず、技術普及事業であるUPT (ウー・ペー・テー, Unit Pelayanan Teknisの略, 技術サービスユニット) からみていこう。

商工業省は、食品工業、皮革工業、手工芸品工業、繊維工業、建材工業、金属工業の6業種を技術普及事業の対象とし、各業種の同業者が20企業以上ある所に、小規模工業センター (Sentra Industri Kecil) を設置している。UPTは、この小規模工業センターの中に設置された施設で、技術普及に必要な設備が備えられ、TPL (Tenaga Penyuluh Lapangan の略, 普及員) が派遣されている。TPLは、UPTの施設、設備を使用し、経営指導、技術指導、製品試験、デザイン、エンジニアリング、新製品開発などの指導にあたっている。UPTがうまく機能すれば、特定地域に中小企業群が成長していく可能性がある。

しかし、UPTは、施設、設備ともに貧弱な所が多い。また、UPTの運営経費は、UPTの設備を企業に貸し出すことで捻出されているケースが多く、予算的にも弱体である。TPLの技術指導のレベルも農村工業の域を出ないレベルである。したがって、UPTの技術指導だけで裾野産業を育成するには大きな限界があり、JETRO、JODCなど技術指導事業とリンクさせて相互補完的に進めていく必要がある。

2. 小規模企業向け工業団地開発

商工業省の小規模企業育成事業のもう一つの柱が、小規模企業向け工業団地

の開発である。これは、第3次5カ年計画（1979～83年度）の時期に開始された事業で、LIK（Lingkungan Industri Kecilの略、小規模工業団地）、PIK（Perkampungan Industri Kecilの略、小規模工業村）、SUIK（スイック、Sarana Usaha Industri Kecilの略、小規模企業事業施設）の三つのスキームがある。現在、LIKは7州に15カ所、PIKとSUIKはそれぞれ1カ所ある。

これらの小規模企業向け工業団地は、政府の資金負担が大きいこと、入居企業にとっても工業団地入居費用がかかるなど多くの問題を抱えているとの指摘がある（JICA『インドネシア共和国工業分野振興開発計画（裾野産業）調査・本報告書』、1997年2月、3～27頁）。

しかし、小規模企業向け工業団地が、小規模企業の育成に大きな役割を果たしている所もある。その代表的な事例が、国営プロガドン工業団地（P.T.Persero Jakarta Industrial Estate Pulogadung、略称：P.T.JIEP）の中に設置されているSUIKである。このSUIKについては、裾野産業育成に関して参考すべき多くの内容を含んでおり、次の節で詳しくみていく。しかし、その前に商工業省のもう一つの小規模企業育成策である企業養父制度とそれを引き継いだパートナーシップ制度についてみておく。

3. 企業養父制度とパートナーシップ制度

企業養父制度（Perusahaan Bapak Angkat、フォスターファーザー制度）は、小規模企業に対する技術指導、経営指導、原材料調達支援などを大企業に行わせる制度で、松下電器、ヤンマー、三菱自動車のインドネシア法人などが、自社の研修センターなどに小規模企業従業員を受け入れるなどの協力を行っている。この制度のインセンティブとして、税引き後利益の5%控除制度がある。

この制度の基本的な考え方は、「大企業が小企業の面倒をみる」という所にあり、社会政策的な色彩が強い制度であった。このため、商工業省が任意に選んだ小規模企業を大企業の指導対象に指定し、発注・受注の関係を持たないまま育成するケースもみられた。小規模企業の育成は、大企業と小規模企業が発注・受注関係を通じてQCD管理技術などを移転していくことにあり、これを

欠いたケースでは、効率的な育成システムとして機能していなかった。

企業養父制度は、1997年から「パートナーシップ制度」に切り替えられ、「大企業と小企業がパートナーとして相互に利益を得る」という考え方に変わった。その結果、発注・受注関係を通じた育成が基本となり、社会政策的な色彩は弱まった。しかし、長年にわたって企業養父制度が続けられた経緯もあり、実際の運用では「大企業が小企業の面倒をみる」という考え方も残っており、完全にビジネス・ベースの育成に転換したとはいえない。

Ⅲ. SUIKとYDBA

1. 民間財団YDBAの支援と有望な企業グループの成長の可能性

プロガドン工業団地のSUIKは、五つの長屋形式のブロックからなり、それぞれの長屋に工場床面積72平米程度のカレー工場が十数社ずつ入居している。同工業団地の1998年のプロフィールでは五つの長屋の合計で62社が入居している。その多くがプレス部品の生産に従事している。

このSUIKの第1の特徴は、敷地内にアストラ・インターナショナルの財団であるYDBAの出先機関が設置されていることである。YDBA (Yayasan Dharma Bhakti Astra : アストラ・ダルマ・バクティ財団) は、アストラ・グループの持株会社・統括会社であるアストラ・インターナショナル (P.T. Astra International) が1980年に設立した財団で、バンク・ユニバーサル (P.T. Bank Universal, アストラ・グループの金融機関)、アストラ・ミトラ・ベンチュラ (P.T. Astra Mitra Ventura, アストラ・グループのベンチャー・キャピタル会社) とともに、中小企業強化計画 (Program Perkuatan) を推進している。この強化計画は、①技術、②マネージメント、③販路、④資本、⑤情報の五本の柱をパッケージして推進されており、YDBAは、資本を除く四分野を担当している。

YDBAの事業は、全国6カ所に設置された出先機関UIUKK (Unit Informasi Usaha Kecil dan Koperasi : 小規模企業・協同組合情報ユニット) を通じて実施されている。プロガドンのSUIKに設置されているUIUKKはその一つであ

る。UIUKKは、①サプライヤーのQCD（品質、コスト、デリバリー）の管理と、②技術、マネージメントの指導を行い、③これらを通じた安定的な受注の確保を図るとともに、④サプライヤーの組織化を進めている。

SUIKのUIUKKでは、①定期的にサプライヤーごとのQCDの評価を行い、改善を促すとともに、②アストラ・グループ傘下のホンダ・フェデラル（P.T. Honda Federal Inc.：本田技研工業の二輪事業会社）の指導員が月に1回程度来訪し、技術とマネージメントの指導を行っている。指導員がホンダ・フェデラルから派遣されているのは、同社との取り引き比率の高いサプライヤーが多いためである。また、③UIUKKが、サプライヤーと同じ敷地内に隣接して設置され、日常的にQCDの管理、指導を行っていることから、発注元も安心して発注することができ、そのことがサプライヤーの販路の安定的確保に結びついている。さらに、④UIUKKは、アストラ・グループに関する様々な情報を提供し、SUIKの企業には様々なチャンスが与えられている。また、⑤UIUKKは、SUIK内の金属加工企業を組織化し、ウスベルサ・ミトラ・ログム（P.T. Usbersa Mitra Logam）という共同事業会社を設立している。ウスベルサは1992年3月23日設立で、当初はウスベルサ・クログ（P.T. Usbersa Kelog）という社名であった。この社名は、Usaha Bersama Kelompok Logam（金属共同事業グループ）の略称である。その後、1993年7月27日に現在の名称に変更された。出資者は、SUIKの零細プレス加工業者10社で、資本金2千万ルピアで出資比率は10社均等である。この10社の代表者は1名を除いて全員プリブミである。

SUIKの第2の特徴は、このウスベルサに組織された企業を中心に、QCDに関する高い意識を持った零細企業群が形成されていることである。SUIKの企業は、工場床面積72平米程度の零細企業——ガレージ工場——がほとんどであるが、QCDのレベルはインドネシアの平均的な中規模企業よりはるかに高い。これは、①取り引き先の日系企業との発注・受注関係、②YDBA—UIUKKの管理と指導による成長の結果であるが、③企業の担い手のレベルの高さも見逃せない。ウスベルサのリーダー的存在であるリンゴ・スプラプト Linggo

Suprpto氏（プリブミ，イスラム教徒，メッカに巡礼した者に与えられるハジHajiの称号を持つ）は，ホンダ・フェデラルに15年在職した後スピン・アウトし，1985年4月5日に，SUIKで従業員5人のウィジャヤWijaya社を設立した。その後，事業は急速に成長し，96年6月には月間売上高が5億ルピア弱に達した。

こうした成長の背景には様々な要因が働いているが，リンゴ氏の事業に対する熱意，QCDに対する意識の高さが大きな要因とみられる。ウスベルサに出資している企業の経営者も，リンゴ氏から大きな影響を受けて，QCDの全般にわたって高いレベルまで成長している。

このように，プロガドンのSUIKは，BAPIKの小規模企業向け工業団地事業の中で将来の成長の可能性を感じさせるモデル事業である。また，裾野産業を担う零細企業の育成という観点からみても，典型的なモデルとなる事例である。しかし，SUIKの零細企業が今後さらに成長していくためには，設備投資資金，工場増設資金の確保が大きな課題となる。SUIKの零細企業の経営者は，事業に対する熱意，QCDに対する意識は極めて高いレベルにある。しかし，設備は台湾製の中古品が主体で，これ以上の能力向上には設備の更新が欠かせない。また，工場床面積72平米程度のカレー工場では供給能力の向上に限界があり，広い敷地を確保して工場を増設する必要もある。

とはいえ，インドネシアの商業銀行の貸出金利は，ルピア危機が発生する以前でも，20%前後の高水準にあり零細企業にとっては重い金利負担である。また，これまでの借り入れで，ほとんどの企業が土地，設備を担保に取られており，新規の借り入れのための担保が無い。それでも，YDBAが推薦状（Surat Rekomendasi）を出して，アストラ・グループのバンク・ユニバーサルから資金を借り入れているが，金利が市場金利で高いため，本格的な設備投資資金の確保は困難な状況である。

さらに，ルピア危機にともなう発注元の大幅な減産で，SUIKの企業の受注も大幅に減少し，運転資金の確保が困難に陥った。1998年3月19日の調査では，SUIKのカレー企業のほぼ半数が休眠状態に陥っていた。SUIKの中で最も優

良とみられるウスベルサに出資している企業10社からのヒアリングでも、4～6%程度の低利で緊急の融資が受けられなければ事業の継続が困難との回答であった。インドネシアの裾野産業を担う零細企業の中で、最も優秀と見られる零細企業群が存亡の危機に立たされたのである。OECFや日本輸出入銀行のツー・ステップ・ローンが、こうした末端の優良企業まで、制度金融の特色を生かした低利、長期のスキームで届くような工夫が望まれるところであった。

2. インドネシア政府の小規模企業育成事業とYDBAのリンク

YDBAのUIUKKは、プロガドンのSUIKの他に、周辺に裾野産業を担う中小企業が企業群を形成している以下の地域にも設置されている。

- ・ UIUKK Bandung : バンドンの金属機械工業開発研究所 (Balai Besar Pengembangan Industri Logam dan Mesin, 略称 : BBLM, 英語名 : Institute for Reserch and Development for Metal and Machinery Industries, 略称 : IRDMMI) に設置されている。金属機械工業開発研究所は、商工業省に設置された産業貿易研究開発庁 (BBPIP) が管轄する九つの工業開発研究所の一つである。1969年に金属工業開発センター (Metal Industry Development Center, 略称 : MIDC) の名称で設立された。長年、MIDCという略称が使われてきたため、現在もMIDCと呼ばれることが多い。

バンドンの西側に位置するスカブミには、鋳造、プレス、溶接などの中小企業群が形成されている。

- ・ UIUKK Ceper-Klaten : 中部ジャワのバトゥール・ジャヤ、バトゥール、チェペル、クラテンの各協同組合に設置されている。

チェペルを中心とするこの地域は、鋳造の中小企業群が大規模に広がっている。

- ・ UIUKK Waru-Sidoarjo : スラバヤに隣接するシドアルジョのワル・ブアナ・プトラ協同組合に設置されている。

この地域には、スラバヤとその周辺の企業に部品を供給する裾野産業の中小企業群が形成されている。

- ・ UIUKK Tegal : TegalのLIK Takaru Tegal (Takaru Tegal小規模工業団地) に設置されている。この工業団地は、LIK (Lingkungan Industri Kecil : 小規模工業団地) のスキームで、1982年に設立された。工業団地内に、製造の中小企業群が形成されている。
- ・ UIUKK Sungai Puar, Agam : 西スマトラのスンガイ・プアル・コピンクラ (Kopinkra Sungai Puar) に設置されている。Kopinkra (Koperasi Industri Kecil Kearifinan : 小規模工業協同組合) は、インドネシア政府の小規模企業組織化のスキームである。

以上のように、YDBA-UIUKKは、インドネシア政府の小規模企業育成政策で成長してきた中小企業群の存在する地域に設置されている。こうした中小企業群に対して、YDBA-UIUKKなどの民間の支援スキームとリンクしながら、日本政府の援助を進めていけば、より効率的な技術移転、技術普及が進むと考えられる。

IV. 外資系裾野産業の誘致と人材育成

1. 外資系裾野産業の誘致政策

裾野産業の確保には①外資系裾野産業の誘致、②ローカル系裾野産業の育成の二つの方法がある。インドネシア政府は、従来は、後者に重点を置いた政策をとり、前者については消極的であった。合弁を義務づける出資比率規制や、外資の最低投資額を100万ドルとする従来の規制は、裾野産業分野への外国投資を抑制する機能を持っていた。

しかし、外資規制政策は、1994年の外資出資比率規制の廃止と最低投資額規制の廃止 (94年政令第20号) によって根本的に転換した。また、セット・メーカーの生産が軌道に乗った現在、次の国産化の課題は裾野産業分野に移ってきている。さらに、90年代半ばには、円高の進行による輸入部品・原材料価格の上昇や、国内需要の急拡大が進み、裾野産業の必要性が高まっていた。

そこで、インドネシア政府の裾野産業政策も、外資系裾野産業を積極的に誘

致する姿勢に転換していった。例えば、BKPM（投資調整庁）工業投資企画局基礎金属・機械・電子工業部長エルウィン・パルラウンガン・シレガル氏⁷⁾はアセアン投資セミナー（94年11月）で次のように述べている。

「1994年政令第20号に関しては、それにより外国資本は中小企業の育成に参加できるようになったので、外国投資は裾野産業への投資が大幅に促進されることになる」とみられる」。

「インドネシア、とくに組み立て業者（自動車メーカー、電機メーカー）が付加価値の向上を望むのであれば、サポーター・インダストリーへの外国投資は不可欠である」。

このように、BKPMの担当官自身が、「サポーター・インダストリーへの外国投資は不可欠」と述べている。1994年政令第20号の内容からみても、外資系裾野産業を積極的に誘致する姿勢は明白である。したがって、今後日系裾野産業が当地に進出することは、政府の政策にも合致しており、積極的に推進されて良い。

だが、コスト面を考慮するとローカル系裾野産業の活用が必要なケースも出てこよう。また、インドネシア政府は、外資系裾野産業の誘致とともに、ローカル系裾野産業育成も重視しており、ローカル裾野産業育成も引き続き重要課題といえよう。

なお、外資政策からみた、インドネシア政府のローカル育成策は、外資規制や高関税による保護措置が中心である。

2. 人材育成に関する取り組み

裾野産業に焦点を当てた人材育成の取り組みは行われていない。初等中等教育の充実による基礎的学力の向上、労働省、商工業省管轄の職業教育が中心である。

(1) 初等中等教育

インドネシアの教育制度は、教育文化省管轄のSD, SMP, SMA, SMK,

7) 肩書きは1994年当時のものである。

短大、大学と、宗教省管轄のMI, MTs, MA, 宗教短大、宗教大学に分かれている。しかし、基本的なカリキュラムに大きな違いはなく、在学期間、就学年令なども同じである。在学期間、就学年令ともに、日本とほぼ同じである。

義務教育は、小学校 (SD, MI) までで、就学年令 (7~12才) の就学率は、93.5%となっている。しかし、7才未満、13才以上の生徒もあり、総就学率は109.9%に達する。若い世代の義務教育は、ほぼ100%達成されているとみてよい。

中学校 (SMP, MTs) への進学率は、66.6%である。就学年令 (13~15才) の就学率は39.9%、13才未満、16才以上の就学者も含めた総就学率は、52.7%である。したがって、若い世代の5割以上が中学校教育を受けていることになる。

高校 (SMA, SMK) への進学率は77.8%である。就学年令 (16~18才) の就学率は24.7%、総就学率は33.2%である。日系企業は高校卒を工場従業員の応募資格とするケースが多いが、このデータでみる限り、若い世代の3人に1人が高校教育を受けており、供給は充分といえよう。

大学進学率は41.0%で、総就学率は10.5%である。インドネシア大学、バンドン工科大学、パジャジャラン大学、ガジャマダ大学、アイルランガ大学などの卒業生は、インドネシアの技術開発の中心を担っている。

(2) 労働省、商工業省の職業教育

労働省管轄の職業訓練センターは、インドネシア全州 (27州) に合計で156カ所ある。その内訳は以下の通り。

・ Balai Latihan Kerja Type A (大規模)	34カ所
・ Balai Latihan Kerja Type B (中規模)	16カ所
・ Kursus Latihan Kerja (小規模)	106カ所

職業訓練センターの入校資格は18歳以上かつ小学校卒以上である。訓練期間は、標準で4カ月である。

商工業省管轄の職業教育は、職業高等学校、アカデミー、カレッジ⁷⁾の3タ

イプある。各タイプの施設数は以下の通り。

- ・職業高等学校 9カ所
- ・アカデミー 6カ所
- ・カレッジ 2カ所

これらは、いずれも教育文化省の認定を受けた学校である。

おわりに

以上みてきたように、インドネシアの小規模企業育成策を裾野産業育成政策として有効に機能させるには様々な課題がある。しかし、第Ⅲ節で紹介したSUIK-YDBAのように将来の展開方向を示唆する事例も存在する。

この事例では、①政府がガレージ工場を設置し、②そこに意欲ある企業家が入居し、③それを民間の財団が支援するという三位一体の連携があった。さらに、第Ⅲ節の2でみたようにYDBAのUIUKKは、プロガドンのSUIKの他にも展開している。

こうした将来の発展の芽を感じさせるプロジェクトに対して、日本のODA資金、世界銀行やアジア開発銀行の援助資金が重点的に投下されていくことが必要であろう。また、その際には政府の工業団地育成に対して援助するだけでなく、意欲ある中小企業に対する制度金融⁸⁾、さらに民間財団に対する資金援助を三位一体的に実施することが望まれる。

8) 中小企業に対する制度金融に対しては世界銀行やアジア開発銀行の反対が予想される。しかし、この両者が反対するから日本政府も実施しないというのではなく、この両者が実施しないことから生じる政策の隙間を日本政府が埋めるという発想が求められる。もちろん、世界銀行が指摘する問題を回避するための有効なフレームワークを構築することが前提である。この点に関する詳細については、注3あげた拙稿を参照されたい。